

流山市景観条例の一部を改正する条例（案）に係るパブリックコメント実施要領

1 件名

流山市景観条例の一部を改正する条例（案）についての意見等の募集

2 目的

本要領は、流山市景観条例の一部を改正するにあたり、流山市市民参加条例に基づくパブリックコメント手続きとして、広く素案を公表し、市民等の意見を求め、提出された意見を多面的かつ総合的に検討し、意見の概要及び意見に対する市の考え方を公表するものです。

3 背景及び趣旨

良質なまちを創出するとともに、良好な景観の形成に寄与することから、新たに「流山市広告物条例」を制定（別途、パブリックコメント実施中）します。

これを受けて、流山市広告物条例第11条第1項第1号若しくは第2号の規定による許可申請、又は同条例第32条第1項による届出行為を行おうとするものに対し、その内容について流山市景観条例第11条の規定による事前協議書を提出するよう義務付けることから、同条例第1項の規定を改めます。これに伴い、関連する同条例第12条及び第13条の一部を改めるよう、「流山市景観条例」の一部を改正するものです。

4 流山市景観条例の一部を改正する条例（案）の内容 別紙のとおり。

5 意見等が提出できる者

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する者
- (3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者

- (4) 市内に存する学校に在学する者
- (5) パブリックコメント手続きに係る事案に利害関係を有する者

6 意見等募集期間

平成30年6月4日(月)から平成30年7月3日(火)まで
郵送の場合は、平成30年7月3日(火)必着

7 公表の方法等

(1) 閲覧場所

- ア 市役所第2庁舎2階都市計画課
- イ 市役所第1庁舎2階情報公開コーナー
- ウ 市内各出張所、各公民館及び各図書館
- エ 生涯学習センター

(2) 流山市ホームページ

8 意見等の提出方法

意見等は、原則、別紙様式(市ホームページからダウンロードできます。)に住所、氏名、電話番号を明記の上、郵便、FAX、電子メールによる提出、または担当課へ直接持参ください。

9 その他

- (1) ご提出いただいた意見等は、全ての意見等を整理した上で、意見等に対する流山市の考え方とともに、公表いたします。なお、ご提出いただいた意見等に対する個別回答はいたしません。
- (2) パブリックコメントに対して寄せられた意見等は、住所・氏名を除き、そのままの形で公表することがありますので、個人が特定される内容は意見本文中に記載しないで下さい。
- (3) 電話・口頭での意見等は、パブリックコメントとして取扱いできません。

10 問い合わせ及び提出先

〒270-0192 流山市平和台1-1-1

流山市都市計画部都市計画課（市役所第2庁舎2階）

TEL 04 - 7150 - 6087

FAX 04 - 7159 - 0954

電子メール toshikei@city.nagareyama.chiba.jp